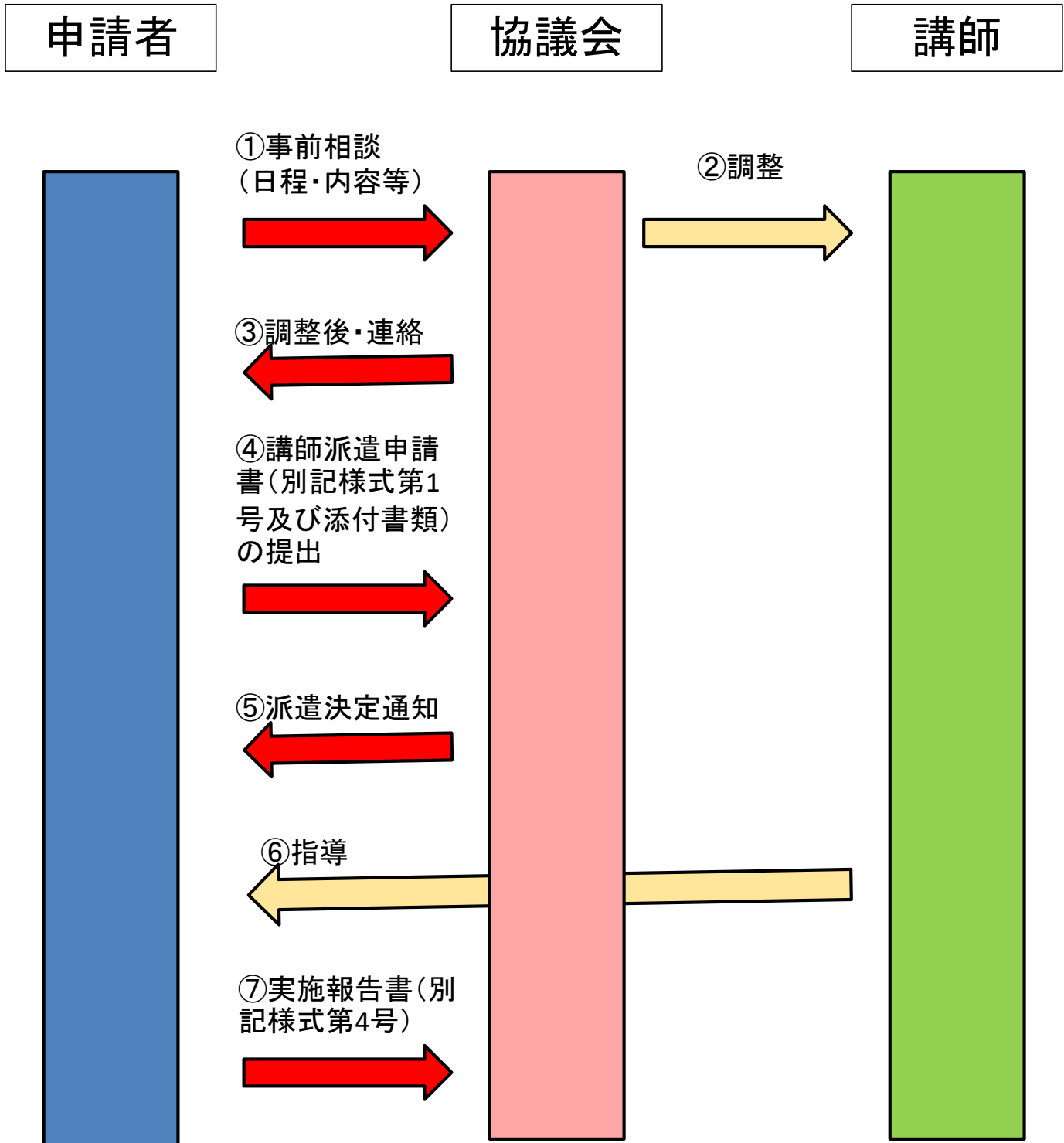


手続きの流れ



秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「秩父地域」という。）の住民等で組織する団体（以下「団体」という。）が自伐型林業に関して自主的に行う研修・講習会等（以下「研修等」という。）への講師派遣の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 講師派遣の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 団体としての規約(会則)が整備されていること。
- (2) 団体の所在地が秩父地域内であること。
- (3) 団体の構成員が3名以上であること。
- (4) 団体の構成員の過半数が秩父地域在住者であること。

(要件)

第3条 この要領により講師を派遣する研修等は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 団体が主催するものであること。
- (2) 自伐型林業に係る知識・技術の習得を内容とするものであること。
- (3) 研修等の実施場所が秩父地域内であること。
- (4) 講師派遣期間が当該年度においてのべ20日以内であること。
- (5) 研修等の受講者が3名以上であること。
- (6) 事故等が発生した場合の緊急連絡体制が整備されていること。

(講師派遣申請書の提出)

第4条 講師派遣を希望する団体は、秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣申請書(別紙様式第1号)（以下「申請書」という。）を、実施日の2月前までに秩父地域森林林業活性化協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(講師派遣の決定等)

第5条 会長は、提出された申請書を審査し、講師の派遣を決定するときは秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣決定通知書（別紙様式第2号）により、講師の派遣を却下するときは秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣却下通知書（別紙様式第3号）により、団体の代表者に通知するものとする。

2 会長は、必要と認めるときは、研修等の目的、内容、その他について、助言・指導することができる。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は無償とする。

(実施報告)

第7条 研修等終了後、14日以内に団体の代表者は、秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施報告書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(派遣講師登録者名簿の作成)

第8条 会長は、派遣する講師について派遣講師登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)を作成し、原則、登録者名簿に記載のある者から講師を派遣するものとする。

付則

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣申請書

下記のとおり研修を実施したいので、秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施要領第 4 条の規定により申請します。

記

団体代表者氏名	
研修目的及び 達成目標	
研修期間	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
研修実施場所	
講師派遣時間数	時間
受講人数	人
研修内容	

※添付書類

- (1) 団体の規約（会則）
- (2) 構成員名簿
- (3) 緊急連絡体制図

別紙様式第2号

令和 年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長

秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣申請については、次のとおり講師派遣することに決定したので、秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施要領第5条の規定により通知します。

別紙様式第3号

令和 年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長

秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣却下通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域自伐型林業講師派遣事業講師派遣申請については、次のとおり却下することに決定したので、秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施要領第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施報告書

下記のとおり研修を実施しますので、秩父地域自伐型林業講師派遣事業実施要領第7条の規定により報告します。

記

団体代表者氏名	
研修目的及び 達成目標	
研修期間	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
研修実施場所	
講師派遣時間数	時間
受講人数	人
研修内容	
研修の効果	

※添付書類

研修のレジュメ、研修資料